

三宅守常 提出 学位申請論文

『19世紀近代日本における仏教者等による

世俗倫理への接近の諸相』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、論者が学術雑誌等に発表した論考二十四本と新たに執筆した二本の論考を合わせ、全体として修訂を加えてまとめあげたものである。

本論文のタイトルは「19世紀近代日本における仏教者等による世俗倫理への接近の諸相」であるが、明治維新後の近代国家形成過程において、仏教者を中心に世俗倫理への接近の多様な形態を考察することで、仏教が果たした近代日本にお

ける国民道徳、国民倫理形成への役割を再考することを目的としている。明治国家形成過程において、仏教は廃仏毀釈や国家の方針に従属させられたとする被害者の立場や、神道が上位にあったとする近代仏教史の定説に対して、実証的研究の積み重ねにより疑問を呈し、学説を修正しようとしている。仏教者たちは民衆世俗の倫理に対応することによって教勢を維持しようとしたのであり、その対応はしたたかなであり、かつ多様であったことを確認することが可能であると指摘している。

本論は、序章「本論文の意図と構成」、第一章「仏教者と三条教則―仏教者の教則衍義書を中心に―」、第二章「仏教者と教育勅語―真宗僧の勅語衍義書を中心に―」、第三章「仏教者の世俗倫理への対応Ⅰ」、第四章「仏教者の世俗倫理への対応Ⅱ」、第五章「石門心学の世俗倫理への対応―明治心学史研究序説―」、終章「まとめと展望」からなっている。

第一章と第二章が、仏教者が明治国家の世俗倫理に接近してゆく際の教義的根

拠をどのような点に求めたのか、という理論的側面の研究であるのに対して、第三章以降は、複数の実践的運動の実態の分析を中心としている。

序章では、先行研究を精査して国家性、実用性、科学性、伝統性、対論性、普遍性の六領域に分類し、「日常生活における倫理性の確立」と「世俗倫理の展開」に着目することの重要性を指摘している。

第一章では、明治五年に教導職に布達された三条教則を取り上げて、具体的な考察を行っている。従来、三条教則は神官僧侶等に下されたものと捉えられ、倫理思想史や教育史で取り上げられることはほとんどなかった。しかしながら、実践面からすれば、三条教則は民衆の日常次元における近代日本初の倫理綱領であり、三条教則をより詳細に解説して民衆に浸透を図った衍義書は、社会教育的側面を有するものと考えることができる。

この三条教則衍義書に仏教者によるものが複数みられる。本章では、福田義導『天恩奉戴附録』（真宗大谷派）、千早定朝『公令三箇条布教則大意』（法相宗）、

細谷環溪『三条略解』（曹洞宗）、不破祐善『教則三条教義弁』（禅宗僧）、佐原秦嶽『三則私言』（浄土宗）、佐田介石『教諭凡道案内』（真宗本願寺派）、福田行誠『三条愚弁』（浄土宗）、吉永良祐『説教訓導道志留倍』（浄土宗）、東陽圓月『三大教則私考』（真宗本願寺派）等の衍義書が取り上げられている。これら衍義書を子細に検討することで、筆者は四種類の類型、つまり、神仏各自の立場主張で説教をすべしとする「区別型」、神仏双方は根源では通じ合うとする「会通型」、神道の解釈そのままの「追従型」、神道批判を盛り込んだ「批判型」を見出し、仏教側が主張する一方的な被害者的見方があたらないことを実証している。

第二章では、仏教者の記した教育勅語衍義書を取り上げて、仏教者の教育勅語への対応を検討している。とくに対象を真宗僧に絞り、多田賢住『普通教育勅諭演讃』、赤松連城『勅語衍義』、東陽圓月『勅語奉体記』の詳細な考察を行っている。筆者はここでも立場を異にする三類型を抽出し、同一派内であっても一枚岩の解釈ではない点を明らかにしている。

第三章、第四章は、仏教者による倫理運動史の課題や問題点に着目して考察を進めている。江戸期の慈雲飲光の十善戒思想を引き継ぎ、国民道德としての「十善道德運動」を提唱した真言僧の釈雲照を取り上げ、運動が直面した実際的問題解決の限界に言及している。十善道德運動では、当時の教育家で官僚でもあった沢柳政太郎なども中心的存在として活躍し、機関誌『十善宝窟』は国民の間で広く読まれた。しかしながら、十善会道德運動に参加した多岐にわたる職業人に対して、とくに当時の産業中心の社会的状況のなかで、たとえば農魚業にかかわる人々に対して不殺生戒の維持を求めするなど、生活上の困難性の解決要望には明確な回答を見出すことができなかった点等を資料から浮き彫りにしている。

井上円了の「修身教会運動」は、教育勅語の普及と仏教振興を企図した運動である。時代思潮からみれば井上哲次郎とキリスト教との間に起こった「教育と宗教の衝突論争」の渦中の時期にあたり、仏教啓蒙家としての円了は自身の学説である護国愛理の実現として仏教と教育勅語の結節問題を強力に展開している。論

者は、井上が公的に第一次国定修身書の編纂に従事したことが修身教会の設立に連結していることを指摘した上で、『修身教会雑誌』各号にみられる民衆世俗への教育勅語と仏教の普及浸透の方法論として勅語唱歌が果たした役割の重要性を述べている。しかしながら総括として、修身教育運動が、啓蒙中心で表層的な運動であり、啓蒙と信仰の壁を越えることができなかつたと結論づけている。

最後に、元真宗大谷派僧で脱宗還俗した伊藤証信が起こした「無我愛運動」を、明治時代の初期無我愛運動に限定して取り上げている。伊藤は絶対的愛他主義を標榜する無我愛哲学を主張し、多くの者の関心を得たが、運動自体はしだいに行き詰まるようになった。論者は、運動の行き詰まりは宗教的次元の理念を日常現実の相対的世界にそのまま適用しようとした点にあり、日常倫理として現実的に機能しえなかつたためであると指摘している。

論者はこの点を、伊藤の思想面での検証にとどめず、当時の各界からの批判評論を取り上げて論究している。加藤弘之、一時は同志で生活を共にした河上肇、

社会主義者の小田頼造、境野黄洋や高島米峰といった仏教関係者の批判を取り上げている。なかでも仏教者からの批判で、「習気」(煩惱の具体化)や既存の倫理道徳まで破壊する虚栄心、という厳しい批判が無我苑閉園の根底的な事情であったことを指摘している。

最終章の第五章では、石門心学の明治期における世俗倫理への接近の問題を扱っている。心学的手法を確認するために、江戸期における「道歌」および『和論語』の存在と意義を考察した後に、明治維新以後の石門心学を司督する役丁の制度的変遷について考察を行っている。江戸の参前舎を中心とする心学講舎(発祥の京都系を除く)は朝令暮改の宗教行政に翻弄され、維新当初は司督の機関が存在しなかった。明治五年八月に教部省の直接扱いとなり、翌六年三月には神道系講舎の一つとして神宮教会に付属し、その後教部省下の大教院に属し、八年の大教院崩壊後は神道事務局の管掌となり、さらにその後は内務省社寺局、十二年に本教大成教会、十七年に大成教が心学を所管する経過を丹念にたどっている。

論文審査の結果の要旨

本論文は明治維新後の近代国家形成過程において、仏教者を中心に世俗倫理への接近の多様な形態を考察することで、仏教が果たした近代日本における国民道徳、国民倫理形成への役割を再考することを目的としている。明治国家形成過程において、仏教は廃仏毀釈や国家の方針に従属させられたとする被害者的立場や、神道が上位にあったとする近代仏教史の定説に対して、実証的研究の積み重ねにより疑問を呈し、学説を修正しようとしている。

序章において論者は、先行研究を精査し世俗倫理の展開に着目することの重要性を指摘した。第一章、第二章で、仏教者による三条教則衍義書と教育勅語衍義書を取り上げて仏教者の多様な世俗倫理への接近を考察し、仏教側が主張する一方的な被害者的見方があたらないこと、同一派内であっても一枚岩の解釈ではないことを解明した。第三章、第四章では、十善道徳運動、修身教会運動、初期無

我愛運動など、複数の仏教者による倫理運動について、ここでも多様でしたたかな、時には挫折する実情を丹念に追究している。最終章の第五章では、これまで研究されたことのない明治期における石門心学の制度的変遷を追うことで、世俗倫理への接近の問題を扱っている。

本論の達成と評価すべき点は、三点にまとめることができる。第一は、本論が主たる目的として掲げている、明治維新後の近代国家形成過程における法難史観ともいえる近代仏教史に対して、宗教制度史からの再考に、ある程度成功している点である。

すでに論者は、三条教則衍義書を、過去に類を見ない規模で網羅的に収集し、百一点を千五十ページにわたって翻刻し詳細な解説を付す作業を終了している。（『三条教則衍義書資料集』明治聖徳記念学会、平成十九年）こうした丹念な作業の裏付けのもとに四種類の類型を設けることで、神道的解釈そのままの「追隨型」や神道批判を盛り込んだ「批判型」など、仏教界の態度が一枚岩ではなく、

多様もしくはしたたかな様子をあぶり出している。仏教側が主張する一方的な被害者的見方があたらなとする論者の主張には十分な説得力がある。研究素材と方法論において他に例を見ない本論文の特色である。

次に興味深い点は、同一の仏教者が三条教則衍義書と教育勅語衍義書を執筆している点を取り上げて、ユーザー側の視点に立てば、仏教による世俗倫理への接近の事例と考えられるとした点である。三条教則と教育勅語は、制定の目的や経緯が明らかに異なっており、同じ性質を有するものと考えすることはできない。しかしながら論者による世俗倫理の展開という視点に立ち、「結局は具体的日常の中から発生する」のだとすれば、民衆のレベルでの同質性が見え隠れしてくる。他にも、明治維新以後の石門心学の制度的変遷について丹念な考察を行っているが、これまでに行われることのなかった研究領域であり、かつ重要な視点を提示している。

以上のように、本論文は地道な作業の上に立ちながら、複数の野心的な試みか

ら成果をあげているものと考えられる。しかしながら同時に、重要な課題が複数残されていることも事実である。たとえば、仏教者による世俗倫理への接近という視点から三条教則と教育勅語の同一性を指摘するが、この点を裏付ける事例は一点にとどまっております、制定の目的や経緯が異なる両者の解釈としては十分とはいえ、いつその裏付けとなる資料の発掘が必要である。

第二に、著者が強調する日常生活者という視点についても、研究対象によって精粗が著しい。三条教則衍義書では、あくまで執筆した僧侶の思想の分析が中心であり、そうした衍義書を一般大衆がどのように日常倫理として受け入れたかには言及がない。仏教者による倫理運動に関しても、資料上の制約があるとはいえ、同様の指摘があてはまる。明治維新以後の石門心学の制度論的変遷は考察が可能であっても、石門心学が、維新以後もどのように民衆倫理としての役割を果たしたかに関する考証は不十分といわざるをえない。論者も、こうした点を十分に自覚しており、今後の課題として待つところが大きい。

以上の審査結果を総合的に評価すれば、本論文の提出者三宅守常氏は、博士（宗教学）の学位を授与される資格があるものと認められる。

平成二十二年七月十四日

主査	國學院大学教授	石井研士 [Ⓔ]
副査	國學院大学教授	阪本是丸 [Ⓔ]
副査	國學院大学教授	大原康男 [Ⓔ]